⑹　工事実施形態

①　本工事は、通常の元請負人の現場技術者に加えて、工事実施期間中、施工検討業務の実施に必要な人員として、統括管理技術者１名及び担当技術者３名を見込む工事である。

②　本工事は、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、施工者のノウハウを活用する詳細設計付工事発注方式の工事である。

③　本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

④　本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（タイプＣ）の工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ（詳細設計業務における設計ＶＥを含む）方式の試行工事である。

⑥　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑦　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑧　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑨　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。

⑩　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構首都圏ニュータウン本部つくば・千葉常磐担当推進役（以下「推進役」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長等が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　特定建設工事共同企業体とする場合は上記⑶に加え、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　特定建設工事共同企業体における代表者（以下、「ＪＶ代表者」という。）は、当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。

ロ　特定建設工事共同企業体の構成員について（以下。「ＪＶ構成員」という。）は、東日本地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。なお、特定建設工事共同企業体の構成は最大３者とし、各構成員の構成比率は20％以上とする。申請等については下記⑭による。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　茨城地域の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑺　平成16年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、すべての構成員が次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

イ　宅地整備事業における整地工、排水工及び道路工のすべての土木工事の施工実績を有すること。（別工事でも可）

⑻　次に掲げる基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定し、②については構成員それぞれが専任で配置できること。

①　本工事全般を調整する統括管理技術者の配置

・整地工、排水工及び道路工のうち、１工種以上を含んだ土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。

・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

②　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者の配置

・整地工、排水工及び道路工のうち、いずれか１つの土木工事の施工実績を有すること。

・一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格：技術士（建設部門、総合技術管理部門）、これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑼　本工事における詳細設計業務については、外部への再委託を可とするが、業務開始時に、再委託届を提出し、次に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。ただし、再委託者においては専任、非専任は問わない。

イ　詳細設計の管理技術者及び照査技術者の配置

・ＲＣＣＭ（詳細設計業務に該当する部門）、技術士（建設部門、総合技術管理部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する者。なお、詳細設計を受注者が自ら行う場合においても、上記⑼イの技術者の配置を必要とするが、その場合も専任、非専任を問わない。また、業務内容に応じ、担当の管理技術者等を変更しても構わないが、発注者の許可を得ること。

⑽　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、首都圏ニュータウン本部長等から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑾　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⒁　共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　登録申請　本工事の競争入札に参加を希望し、５⑵の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）を提出しなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間　平成26年10月15日（水）から平成26年11月７日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）

提出場所　〒305―0032 茨城県つくば市竹園１―２―１　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　茨城業務部業務管理チーム　電話029―852―2012

提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書及び資料の提出は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出できる。

なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⒂　共同企業体の構成基準

①　構成員の数及び組合せ

当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争指名競争参加資格について、上記⑵に示す認定を受けている者最大３社の組合せとする。